

裁判員等経験者との意見交換会（令和6年2月28日開催）

（被害者が死亡した事件の裁判員等を経験された方々）



Aさん

人が亡くなられた事件だったが、自分は、そこまで重圧は感じなかった。ただ、人によっては心のケアが必要かもしれない。遺体の写真を見るのは嫌だったので、そういう写真がなくてホッとした。集団で評議をする中で、捉え方は違うものの、それぞれの意見を言って結論を出すのはいい経験だった。

Bさん

被害者の写真があった場合、裁判は人間が決めるので一定の感情は入ると思う。被害者が子供かどうかでも違うのではないかと。裁判員裁判への参加が決まってから、スケジュールを調整する期間が欲しかった。早め早めに言ってもらえると仕事の融通も利きやすいと思う。

Cさん

証拠の中に遺体の写真はなく、その代わりにイラスト化されたものを見た。イラストについて、リアリティの点で写真に劣るので、推測を入れないように気を付けた。裁判員制度のプロモーションとして、まじめなことをまじめに言うだけでなく、違う角度で取り組むことも大事なのではないかと。

Dさん

証拠の中に被害者の写真はなかったが、判決する上で必要であれば、見ないといけないと思う。ただ、必要がない限り調べないという配慮はよいことだと思う。裁判員になり得る年齢が18歳に引き下げられたこともあり、広報はSNS等発信ツールを工夫し、興味を持たせることが大事なのではないかと。

Eさん

裁判員制度ができた際、対象事件が重大な事件のため、そのような刑事事件を一般人にやらせるのかという思いを持っていたが、刑事事件の方が法的な知識がなくても、一般人が参加しやすいと感じた。仕事等で裁判員に参加できる人が限定されるため、参加したいができない人がどうしたら参加できるのかを考えるべきだ。

司会裁判官からひとこと

今回は、被害者が死亡した事件を担当した裁判員、補充裁判員にお集まりいただき、そのような事件を担当して感じた精神的負担などについてご意見をうかがえたことは大変有意義でした。特に、遺体の写真等ショックを与え得る証拠について、法律家が考える以上にデリケートな問題として捉えるべきだという認識を新たにしましたところ。また、一般市民が裁判員裁判により参加しやすくするための工夫についても、率直なご意見、ご提言をいただきました。今回いただいた意見を参考にしながら、裁判員裁判やその広報活動に取り組んでいきたいと思っております。



ご参加の皆さま、ありがとうございました。